

林業・木材製造業における労働災害発生状況

●死傷災害

- ・増減を繰り返しながらも着実に減少してきていますが、近年は減少率が鈍化傾向にあります。
- ・産業別死傷年千人率では、林業は全産業の約13倍、木材製造業は製造業全体の約3倍で、ほかの産業に比べて著しく高い状況が続いています。

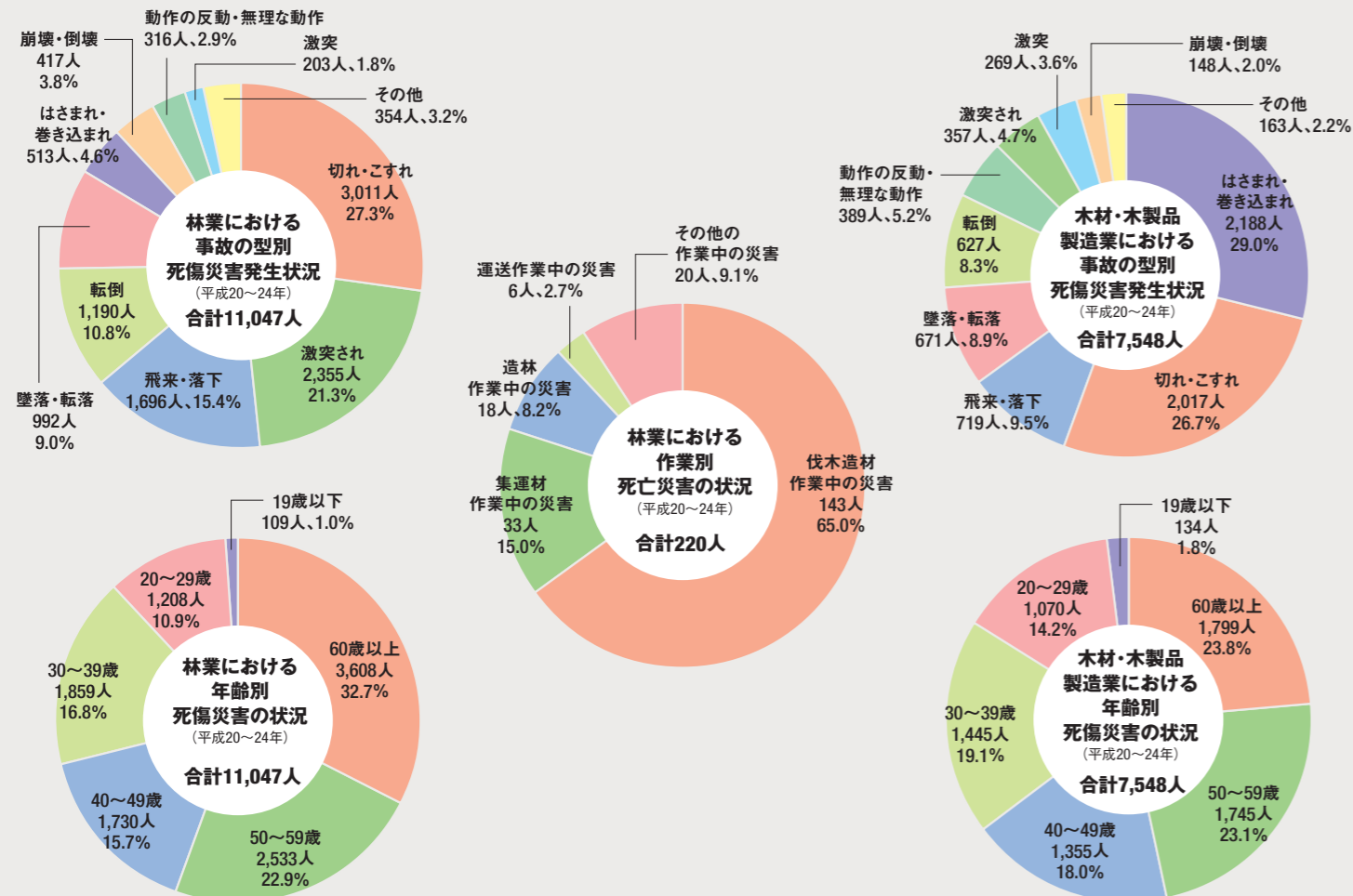
- ・事故の型別では、林業は「切れ・こすれ」「激突され」「飛来・落下」の労働災害が多く、木材製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」の労働災害が多く発生しています。
- ・林業は半数以上、木材製造業は半数近くの被災者が、中高年齢労働者です。

●死亡災害

- ・長期的には着実に減少してきています。
- ・林業では、死亡災害の6割以上が伐木造材作業中に発生しています。

産業別死傷年千人率の推移

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
林業	27.7	26.8	26.3	29.5	29.9	30.0	28.6	27.7
鉱業	18.3	18.8	16.9	16.3	14.0	14.2	13.9	13.9
陸上貨物運輸業	8.9	8.4	8.3	8.2	7.9	6.4	7.0	7.1
港湾荷役運輸業	7.7	7.2	6.7	6.7	6.3	4.8	4.7	5.3
建設業	6.0	5.8	5.7	5.6	5.3	4.9	4.9	5.2
製造業	3.4	3.3	3.2	3.2	3.0	2.5	2.6	2.7
木材製造業	10.1	9.9	9.3	9.2	8.3	7.2	7.4	7.9



林業労働災害防止計画 (5カ年計画)

計画期間 平成25年度～平成29年度

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）では、国の「第12次労働災害防止計画」（平成25年度～平成29年度）を踏まえ、林業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、今後5年間に取り組むべき方向と対策を示した「林業労働災害防止計画（5カ年計画）」を策定しました。

働く人々の安全と健康は、かけがえのないものであり、何にも増して尊重すべきものです。林業の事業主、労働者をはじめ関係者が一体となって、積極的に安全衛生水準の向上に努めなければなりません。

林業で働く人々の安全と健康の確保を図るため、この計画に基づき、重点対策の各事項に継続的に取り組みましょう。

林業労働災害防止計画（5カ年計画）の目標

●計画期間

平成25年度～平成29年度 5年間

●計画の目標

【死亡災害】

死亡者数が、平成29年において36人（林業31人、木材製造業5人）を下回る

【死傷災害】

平成24年と比較して、平成29年までに死傷者の数を15%以上減少させる



林業労働災害防止計画の重点対策（概要）

●重点対策

【林業、木材製造業共通の重点対策】

(1)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守

「林業・木材製造業労働災害防止規程」は、自主的な労働災害防止のための基準です。この規程の遵守を徹底しましょう。

(2)リスクアセスメントの確実な実施の推進

- ①リスクアセスメントは、労働災害防止のための大変有効な手法です。林災防等が行うリスクアセスメント研修を受け、リスクアセスメントの理解を深めましょう。
- ②林災防が設定した林業リスクアセスメントを実施し、その定着を図りましょう。

(3)熱中症の予防対策の徹底

WBGT値（暑さ指数）の低減、休憩場所の整備、作業時間の短縮、水分・塩分の摂取など、必要な予防対策を行います。

(4)高齢労働者対策の徹底

- ①身体機能の低下を防ぐための運動を行います。
- ②高齢労働者への身体機能の低下や基礎疾患による労働災害発生リスクの教育を行います。
- ③健康障害リスクを持つ労働者には、労働災害につながるような状態で作業につかないよう、健康管理、注意喚起を綿密に行いましょう。
- ④定期健康診断を必ず実施し、その結果に基づいた適切な保健指導や労働者本人の健康管理を行います。

【林業における重点対策】

(1)安全衛生管理体制の構築

- ①事業場規模別に法令に基づく安全衛生管理体制の構築を図りましょう。
- ②振動工具管理責任者を選任し、労働者の健康確保のため、低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底を図りましょう。

(2)伐木造材作業の安全な作業方法の徹底

- ①林業の労働災害の中でも伐木造材作業は、特に発生率が高く危険な作業です。
- ②伐木造材作業における安全な作業方法と正しい作業手順の徹底を図りましょう。

(3)かかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底

- ①かかり木処理作業による死亡災害が多発しています。
- ②「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組みを図りましょう。
- ③かかり木処理作業において、ガイドラインで示された安全な作業方法を徹底しましょう。

(4)車両系林業機械作業の安全教育の実施と安全作業の徹底

- ①車両系林業機械の運転業務は、高度な知識と安全な作業方法の習得が必要です。
- ②運転業務従事者等に対する確実な安全教育の実施を図り、労働災害防止対策の取組みの推進を図りましょう。

(5)緊急連絡体制の整備の促進

- ①労働災害発生時に的確な応急処置と迅速な搬送ができるよう、作業現場と事業場との緊急連絡体制の整備を図りましょう。
- ②日頃から労働災害の発生に備えた訓練を行います。

【木材製造業における重点対策】

(1)木材加工用機械の安全化の促進及び安全な作業方法の徹底

- ①木材加工用機械を導入するときは、機械の包括的な安全基準に関する指針に基づいた機械を設置し、リスクアセスメントを実施しましょう。
- ②はさまれ、巻き込まれ、切れ、こすれの防止対策を講じた安全な作業方法を確立して、それに基づいた作業を行います。

(2)木材加工用機械作業主任者等の適正な配置及び職務の励行

- ①木材加工用機械作業主任者の選任を要する事業場では、作業主任者の確実な選任と、その職務の励行の徹底を図りましょう。
- ②木材加工用機械作業主任者の選任を要しない事業場では、安全確認者を選任し、その職務の励行の徹底を図りましょう。

(3)荷の積卸し作業、はい作業における安全な作業方法の徹底

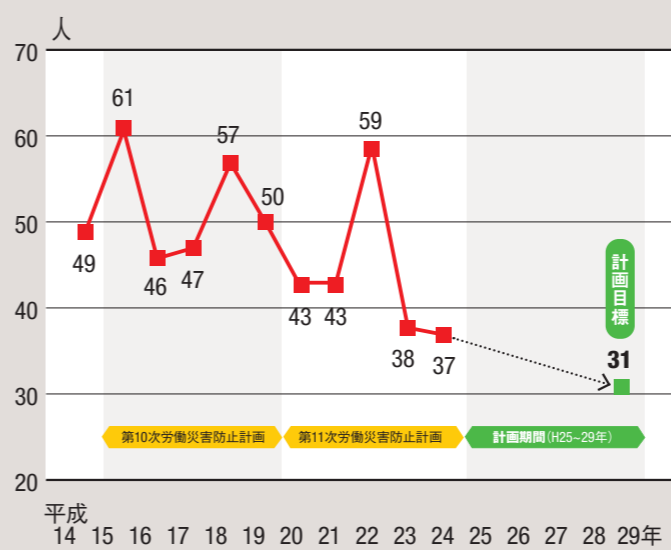
- ①フォークリフト、ログローダ等の荷の積卸し作業は、最大荷重にあった有資格者により行いましょう。
- ②2m以上のはい付け又ははいくずし作業は、はい作業主任者を選任し、その職務の励行の徹底を図りましょう。
- ③リスクアセスメントを実施するとともに、安全な作業方法の確立、徹底を図りましょう。

(4)非正常作業における労働災害防止対策の徹底

非正常作業を行うときも、計画的非正常作業や予測可能な作業については、定常作業と同じ作業手順を作成し、日頃からの訓練の徹底を図りましょう。

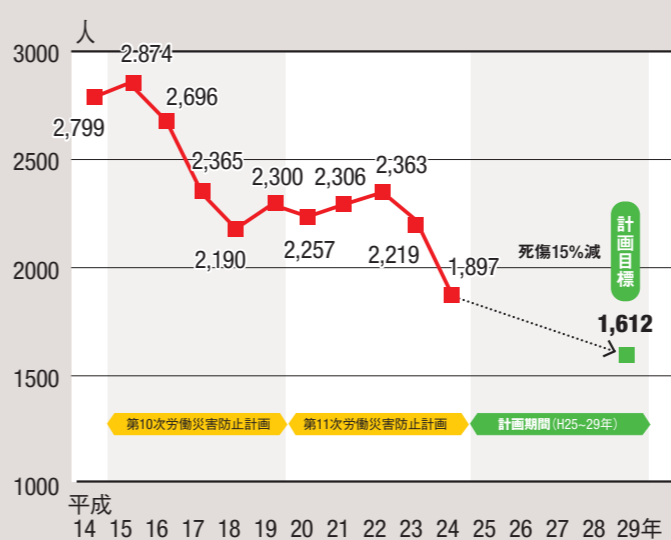
林業労働災害防止計画の目標

1. 林業 ①死亡者数



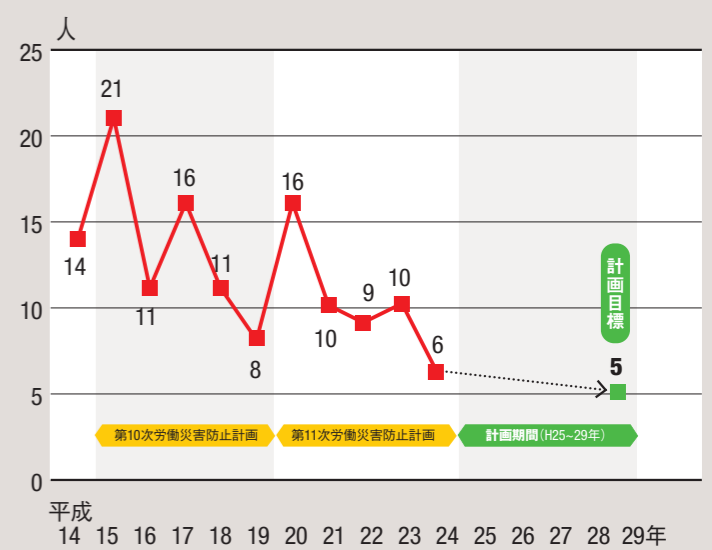
注：平成23年は、震災関係の死亡者数を含まない。
資料出所：厚生労働省「死亡災害報告」

②死傷者数（休業4日以上）



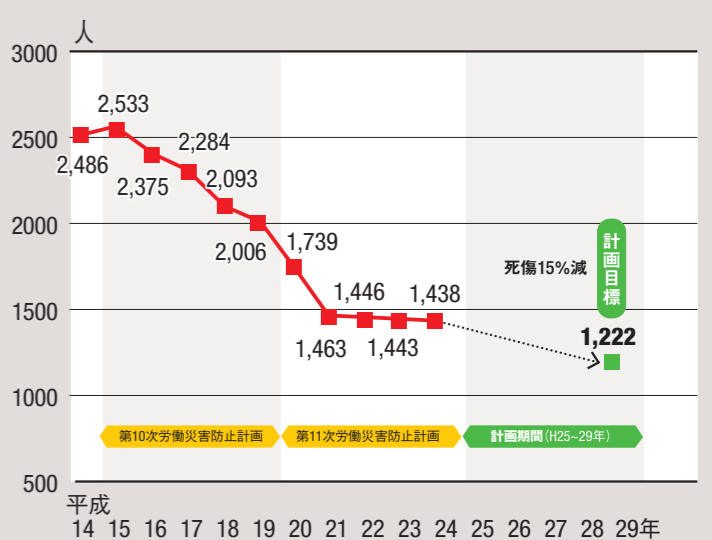
注：平成23年は、震災関係の死傷者数を含まない。
資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

2. 木材製造業 ①死亡者数



注：平成23年は、震災関係の死亡者数を含まない。
資料出所：厚生労働省「死亡災害報告」

②死傷者数（休業4日以上）



注：平成23年は、震災関係の死傷者数を含まない。
資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」